

義僕市兵衛伝

齊 藤 栄次郎

市原市姉崎に妙経寺と云う寺がある。壇家数三百余戸この近辺で相当大きい御寺である。この寺に鶴牧藩時代の儒者、田中篤実と豊田一貫の墓、孝子五郎の墓、義僕市兵衛の墓がある。

何れもこの地方の人々の口に伝えられた著名の人達である。田中篤実と豊田一貫は藩命によつて、史記評林の改訂を行つた事が知られてゐるが、今日この人達の事を詳しく知る人がない。敬老に就て聞いて見ても判らない。孝子五郎に就いては、その子孫が現存して居るが、これも親にやさしく使えて、自ら背負うて物見遊山に連れて行つたとか、その死後両親が雷が嫌いであつたと云うので、雷の鳴る度に簀笠に身を固めて、墓所に行つて親の墓を守つたと云う事位が伝えられて居る程度で資料に乏しい。義僕市兵衛に就ては余りに人口に膾炙せられて、よく知られて居り、珍らしい話ではないのだが、この人に就て少し書いて見たい。

元祿の頃、姉ヶ崎は伊丹左京の知行地であり、市兵衛は名主次郎兵衛の作男であつた。当時の姉ヶ崎は上総の山から山につづく草深い所が多く、猪や鹿が棲息して盛んに耕地を荒し、農民は困り果てて居つたので、名主次郎兵衛は他の名主と申合せて、深城村の獵夫惣兵衛を頼んで威嚇鉄砲を打たせた処、惣兵衛は鉄砲を以て猪や鹿を射止めたが、偶々林中を通行する、村の九右エ門の女房、御竹を猪と誤り、一発の下に斃したのであつた。当時の定めによれば、当然死罪となるべき筈である。然し乍ら次郎兵衛初め五名の名主は、自分達が依頼した事から起つた事件であるので、九右エ門と示談して内済にし、事を秘密裡に葬つたのであつたが、この事が遂に代官に聞え、惣兵衛は打首となり、五人の名主も連座免れずとあつて、田畑宅地は悉く闕所を命ぜられ、身柄は伊豆の大島に流罪にされたのであつた。元祿八年十二月の出来事で、市兵衛四十三才であつた。

名主次郎兵衛は父得入（八十七才）、女房おきい、娘蝶（六才）、倅万五郎（三才）の家族があり、女房おきいは臨月である。今や財産は没収せられ、行くに家なく、食うに糧を失いたる悲惨の境遇に落ちたのである。

作男市兵衛は主人次郎兵衛の赦免と共に、この妻子を悲惨な境遇より救い出さねばならぬと、固く決心して、先づ女房おゆら（四十才）に意中を明かし、娘おいぬ（七才）を隣村の豪家へ十年年期八両にて子守奉公に出し、その金を以て田地を買つて、その収獲によつて一家を養うのに漸くであるが、夫婦寝ずに稼がんには尙五人や三人養えない事は無い、主の恩に酬い、忠義を尽くすは此の時なり、一家の苦しみよりも主家の苦しみを見逃す事は、三世に憾みを残すものだと言ふ女房を説いて励まし、主家四人の者を迎えて之を養つ

たのである。

然も主家族一同の悲嘆を見るにつけ、愈々訴訟と決心し、委さに家庭の状況を認めて懐にし、翌元祿九年の春、江戸へ出立し、姉ヶ崎出身の米問屋姉崎屋四郎左エ門の後援を得て、当時の郡国総務近江守萩原重秀の屋敷に駆け込み訴えをした。重秀引見して訴えを聞き、身代り遠島を御許し下されとの義僕の忠誠を感じたものゝ、国法の手前如何ともすべからずと却下されたので、止むを得ず再挙を期して郷里に帰り、農耕に従事して、主家一族と自分の家族を養いつゝ其の後続いて、毎年一度乃至二度三度三十里の道程をおともせず、江戸を往復して、請願を続けたのであつた。

か様な市兵衛の訴願は爾来十一年の長きに渡つて続けられたのであつた。

その義心は遂に幕府の老中を動かし、宝永二年正月十八日、萩原重秀に引見せられ、市兵衛が十一年に渉り、主人の罪に代りたいと初志を貫いて請願をつづけた行いを賞せられ、田畑六町歩を授けると云う恩命に接したのであるが、主家に対する恩典の沙汰は下らないのであつた、これは幕府としては罪人に対しては公けに赦免の沙汰を下すことは憚らねばならぬ事なのである、之を以て主家を救えとの意であつたのである。併し彼は即座に之を辞した。あく迄も旧主の赦免と旧主家の再興を願つて、翌十九日、更に評定所に出頭し赦免を願出たのであつた。

乍恐以書付御訴訟申上候

主人次郎兵衛儀十一ヶ年以前同国深城村鉄砲一乱に付豆州大島に流罪被仰付候に付御赦免の儀度々御訴訟罷在候処生免許難被遊之由然る次郎兵衛親得入老衰女子十六才男子十三才女子十才に罷成候私十一ヶ年以來大勢の者養育仕り候処に子供成仁仕り候も何とも可致様も無御座候重罪のもの御免許難遊候はば拙者如何様の御仕置被仰付主人御赦免被成下候はば大勢のものも助命共上得入義老人故今明日も知れ不申候存生の内今一度逢はせ申度奉願候衰れ以御慈悲主人遠島偏に御赦免之義奉願上候以上

而して授けられた田地六町歩を辞する口上としては悴の代に至り主人に我儘申し、奉公に欠くる所あるやも計られず、官の意の存する処にも及んで、恐れある次第である。さきに娘を売つて備えたる八兩の金にて漸く得たる田畑さえ主人の息万五郎の名儀と為しある程なれば、此際授けられたる六町歩の田畑は主人の息万五郎名儀となし、主人の跡目相続の儀を押して願ひ奉ると云うのである。

萩原近江守重秀は、いよいよ感嘆措く能はず姉ヶ崎の主宰代官樋口又兵衛に調査を命じその復命により市兵衛の云う事、総て真実であることが判明した。近江守益々感激して内心大島にある次郎兵衛の赦免を許すやら努力すべく決心し、密かに市兵衛に再三再四屈する処なく出願するように応へた。

かくして同年三月廿五日評定所に呼び出され、介添人として姉崎屋四郎左エ門同席の上、市兵衛の義心老中を動かし、遂に上聞に達したり。即ち願意悉くを許し、更めて次郎兵衛息万五郎に付するに、表面の形式は市兵衛に下すべく、さきに授けし六町歩の田畑に更

に山林一丁歩を添えて授くると云うのである。而して次郎兵衛の赦免は万五郎成人の後に於てなすべしと云う保障が付いたのである。而して十一年間宿をして、市兵衛を助けた。姉崎屋四郎左エ門に対しても褒美を賜り、更に市兵衛には、金子十両、萩原近江守より関兼貞の脇差一腰、稲葉丹後守より紋羽織、此企長左エ門始め四十七人より金子千二百疋宛を与えられて、長年の労苦をねぎらはれたのであつた。

翌宝永三年五月前將軍の法事行はるると共に、特に鉄砲事件の者共に限り特赦の恩命が下つたのである。その時の願文
乍然以口上御訴訟申上候

上総国市原郡姉崎村

訴訟人	万五郎
同	市兵衛
同	迎田村
同	安之丞
同	豊成村
同	七平
同	同
同	重三郎
同	立の村
同	吉兵衛
流人	次郎兵衛
同	七郎兵衛
同	甚太夫
同	重兵衛
同	半十郎

一右之者共儀ハ拾貳年以前亥年同国深城村鉄砲の一儀に付遠島被仰付跡敷闕所被遊候依之毎度御訴訟申上候通年寄候親殊に妻子共朝暮嘆罷在及渴命難儀仕候衰此度御法事に御慈悲を以右流人之者共御赦免在遊之下らば難有可奉存候以上

宝永三年戌五月

御奉行所

(右は当時事件落着後幕府より下渡された原本の一つで現に妙経寺に所蔵されて居る)恐らく近江守の内意を受けて願書を差出したものの様に推察される

同年同月左の様な赦免状が下つた。

次郎兵衛・七郎兵衛・甚太夫・重兵衛・半十郎

右の者共儀は十二年以前亥の年同国深城村鉄砲の一儀に付遠島被仰付跡敷關所被遊候依て毎度御訴訟申上候通り年寄の親殊に妻子朝暮に嘆き罷在及滑命難儀仕候哀此段御法事に御慈悲以右浪人の者共御赦免被遊被下候はば難有可奉存候以上

宝永三年戊五月 御老中

御奉行所

即ち老中の名を以て、奉行を経、將軍に乞いたる願書で、之に対して直ちに「差許す」との命を得たのである。

かくして早船は赦免状を携えて、大島に走つて島守に伝え、五名の流人を乗せて、海上一日半江戸に着き続いて郷里姉ヶ崎に帰り、家族や近隣と再会を嬉んだのであつた。そして今更ながら市兵衛の義心に感じあつたのであつた。

それから間もなく、市兵衛はこの世を去つたが、斉藤の姓を許され、墓は妙経寺境内に残されている。

元祿年間この市兵衛の忠節は、郷理は云う迄もなく、江戸市中にも広く伝えられ、人口に膾炙して今に至るまで義僕市兵衛として残つて居るのである。

元祿の俳人其角も市兵衛の義心に感じて

起き聞け此の時鳥市兵衛記

なる句を詠じ、此の句碑も妙経寺境内に現存している。

昭和四十一年七月十五日印刷
昭和四十一年七月三十日発行

市原地方史研究 第一号

発行 市原市教育委員会

代表者 本 間 隆 次

著者 市原市文化財研究会

代表者 切 替 尊 文

印刷所 千代田印刷五井工場